

2 法曹養成問題

(1) はじめに

ア 法科大学院制度の成果

2001（平成 13）年 6 月 12 日、司法制度改革審議会の最終意見書を受け、新しい法曹養成制度の中心的な改革として法科大学院が誕生し、既に 20 年経過した。新しい法曹養成制度を経た法曹には、高度な専門的知識を備えていることはもとより、これに加えて、幅広い教養と豊かな人間性、それまでの人生で培われた様々な経験を基礎に、十分な職業倫理と、真に国民に寄り添う姿勢を身につけることが、期待されていた。

この20年の間に、志ある有為な人材が法曹を目指し、法科大学院を修了して司法試験に合格し、法曹となって活躍している。弁護士数は 4 万人を超えたが、そのうち新司法試験出身者は、既に50%に達している。

我が国未曾有の災害である東日本大震災や、これに起因する原発事故への対応に従事する法曹、災害に見舞われた地域のまちづくりのために地方公共団体に尽力する法曹、これまでの経験を生かして早期に独立し新たな分野で活躍する法曹、特に国際展開を企図する法曹、司法過疎解消を目指して地元法科大学院を修了しゼロワン地域で活躍する法曹、司法制度改革の一環として導入された裁判員裁判を担う法曹、企業内や立法部門等新たな活躍の場を自ら開拓する法曹、元の職場の法的問題に対応するため一念発起して司法試験を受験し、元の職場の活性化に寄与する法曹等、新制度で育った者が、正に司法制度改革の理念に沿って、様々な分野で、様々な人々に寄り添って活躍するに至っていることはまぎれもない事実であり、これは新しい法曹養成制度の大いなる成果である。

イ 法科大学院修了生の累積合格率の現状

2015（平成 27）年 6 月 30 日、内閣官房の下に設置された「法曹養成制度改革推進会議」によって取りまとめられた「法曹養成制度改革の更なる推進について」では、活動領域拡大に向けた取組を、法務省を中心として日弁連、最高裁も引き続き継続していくこと、法曹人口について、当面 1,500 人程度は輩出されるよう法曹の質の確保にも留意しつつ必要な取組を行うこと、法科大学院に関して、2018（平成 30）年度までを集中改革期間と位置付け、司法試験の累積合格率が概ね 7 割以上となるよう取組を進めること、予備試験に関して、予備試験結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を検証し、法務省において必要な方策を検討するとともに、合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮するよう、司法試験委員会に期待すること等が盛り込まれた。

累積合格率は、中央教育審議会法科大学院等特別委員会の資料によれば、受験回数を使い切ることになる 5 年を経た時点の全体の累積合格率は、平成 29 年度の修了生以降は 7 割を超えており、上記の数値目標が達成されている状況にある。

ウ 司法試験の単年度合格率の現状

司法試験の単年度合格率については、平成 21 年ころ以降 25%前後で推移していたが、2019（令和元）年度 33.6%、2020（令和 2）年度 39.1%、2021（令和 3）年度 41.5%、2022（令和 4）年度 45.5%、2023（令和 5）年度 45.3%、2024（令和 6）年度には 42.1% と、40%台になっている。法科大学院修了資格での単年度合格率としては、2019（令和元）年度 29.1%、2020（令和 2）年度 32.7%、2021（令和 3）年度 34.6%、2022（令和 4）年度 37.7%となっており、在学中受験の始まった 2023（令和 4）年度以降の合格率は、在学中受験と修了者とを合わせた合格率 2023（令和 5）年度が 40.7%、2024（令和 6）年度には 34.8%となっている。

(2) 近年の制度改正

2019（令和元）年 6 月 26 日に「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、令和 2 年 4 月 1 日からいわゆる法曹コース制度が始まった。この制度は、法学部等を 3 年で早期卒業し、その後法科大学院にて 2 年間学修することから、「3 + 2」とも呼ばれる。また、法曹資格取得までの時間的・経済的負担の軽減を図るための方策として、2024（令和 5）年度年司法試験から、新たに、法科大学院の課程に在学する者であって、一定の要件を満たした者についても、司法試験を受験できることになった（いわゆる「在学中受験」）。

「3 + 2」のルートで在学中受験をし、在学中に司法試験に合格した場合、合格後の 1 年間の司法修習を含めて受け、大学で法を学び始めて 6 年ほどで法曹としての道を歩み始めることができるようになった。

また、この制度変更に合わせて、司法試験の実施時期が、7 月中旬から下旬ころに変更された。

さらに、令和 6 年 6 月 1 日の閣議決定（「デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画の変更について」）において、司法試験及び司法試験予備試験については、受験者の利便性の向上、試験関係者の負担軽減等を図りつつ、適正な試験実施を実現するため、試験のデジタル化に向けた取組を進めることが決定された。これを受け、2026（令和 8）年度より司法試験の CBT（Computer Based Testing）化が予定されている。

(3) 現状の問題点

ア 司法試験について

（ア）司法試験合格者数の推移

司法試験合格者は、2016（平成 28）年度以降、1,500 人前後（2017（平成 29）年度 1,543 人、2018（平成 30）年度 1,525 人、2019（令和元）年度 1,502 人、2020（令和 2）年度 1,450 人、2021（令和 3）年度 1,421 人、2022（令和 4）年度 1,403 人）で推移した。2023（令和 5）年度は、後述の在学中受験制度の開始により、2023（令和 5）年 3 月に法科大学院を修了した者と、2024（令和 6）年 3 月に修了する予定の者が同時に受験する年度であったことから、受験者数も多く、これに応じて合格者数も 1,781 人と増加し、2024（令和 6）年は 1,592 人となった。これは過渡期の一時的な現象であり、受験制限が 5 年であることから、合格者数は 5 年かけて減少していくものと考えられるが、引き続き注視していく必要がある。

（イ）就職状況について

上記のように、2016（平成 28）年度以降、合格者数が 1,500 人前後で推移していたことが原因か、一時期の厳しい就職状況が好転しているとの声もあり、むしろ地方都市等では採用に苦労している等といった声も聞かれるところであり、引き続き法曹需要等を踏まえつつ合格者が適正規模となっているか検証していく必要がある。

イ 法科大学院について

（ア）法科大学院入学者数と入学定員

法科大学院は、質、量ともに豊かな法曹を育てあげるべく、法曹養成制度の中核的教育機関として設置されたが、法科大学院間の教育格差や、当初の想定を下回る司法試験合格率等から、2018（平成 30）年度には 1,621 人にまで減少していた。しかし、2019（令和元）年度は 1,862 人と持ち直

し、2022（令和 4）年度は 1,968 人、2023（令和 5）年度は 1,971 人、2024（令和 6）年度は 2,076 人と増加傾向にある。なお、法科大学院制度開始当初は5,000人台後半で推移していた時期もあるが、法科大学院数の減少や入学定員数の制限などもあり、その時期と単純に比較することはできない。

法科大学院の入学定員については、現在2,197 人とされているが、全体的な教育基盤の充実を図る上で適正規模と言えるか、検証していく必要がある。

（イ）法科大学院入学者の多様性の確保

他方、新しい制度により産み出される法曹が、幅広い教養と豊かな人間性、十分な職業倫理や、真に国民に寄り添う姿勢を持つようにするためには、教育する側はもとより、教育を受ける側においても、互いに切磋琢磨できる環境整備が重要であり、そのためには、有為でかつ多様な人材が積極的に法科大学院を目指す仕組みづくりをする必要がある。このような観点から、社会人を受け入れる努力を積極的に推進している夜間開講や双方向型の授業に対応可能な通信制の講義を実施しようとする法科大学院、教育の質の向上や、修了生の多様性を図るべく積極的な取組みを推進している法科大学院、未修者教育の充実に力を入れている法科大学院等は、司法試験合格率のみにこだわることなく、積極的に支援すべきである。また、2019（令和元）年に文部科学省の委託を受けて日弁連法務研究財団が主体となって実施された「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」を基礎に、ICT の活用、補助教員の活用、入学前の学修機会の提供など、未修者向けの教育の充実につき、具体的な方策、制度設計を進めていく必要がある。これに加え、地域司法の充実、司法過疎地域解消、地方分権の担い手の養成といった観点をも重視すれば、法科大学院の地域的な配置にも、十分に配慮する必要がある。

（ウ）在学中受験に伴う問題

在学中受験は法科大学院入学から司法試験までの期間を短縮化するものであり、法科大学院の授業を前倒しで行うことにもつながるものである。各法科大学院のカリキュラム（法学部との連携にも配慮が必要）の改定が迫られることにもなったようであるが、その改定にあたって、一連の改革が真に法科大学院の改革となるのか、あるいは「点による選抜からプロセスによる養成」「実務と理論の架橋」という法科大学院設置の理念が損なわれないようにしなければならない。また、学修スケジュールがタイトなものになることから、未修者が取り残されることのないような配慮も必要である。

なお、初年度の在学中受験者の合格率は高率だったが、この傾向が今後も続くことになるか、注視すべきである。

（エ）その他

以上に加え、実務家教員の活用、法科大学院による先導的取組の支援、共通到達度確認試験の制度設計等の検討、奨学金制度・授業料減免制度による経済的支援の充実等についてもさらに推進していく必要がある。

ウ 司法試験予備試験について

司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいる等の理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのもの

のであるところ、予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人数が、予備試験合格者の約 8 割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしている。2017（平成 29）年度は初めて高校在学中の予備試験合格者が輩出され、予備試験利用者の低年齢化が急速に進んでいる。

予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきである。

また、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持する観点からは、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者について、試験科目の枠にとらわれない多様な学修を実施している法科大学院教育を経ていないことによる弊害が生じるおそれがあることに鑑み、予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検証するとともに、その結果も踏まえつつ予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善等も含め必要な方策を検討し、法科大学院を経由することなく予備試験合格資格で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努めるべきである。また司法試験委員会においては、予備試験の実態を踏まえ、予備試験の合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮すべきである。

エ 司法修習について

新しい法曹養成制度の下で育てられるべき法曹像は、法の支配という公益的な価値を実現する担い手であるとともに、社会的弱者を含む国民に寄り添い法的権利を守る気概を持つ「社会生活上の医師」である。

日弁連給費制対策本部及び各弁護士会の担当委員会等の不断の努力を経て、平成 29 年法律第 23 号の裁判所法改正により、修習給付金制度が導入され、2017（平成 29）年 11 月採用の第 71 期司法修習生より適用されている。

基本給付金として月額 135,000 円、自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている場合に住居給付金として月額 35,000 円、修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合に移転給付金として最高裁判所の定める規程に応じた定額が、それぞれ支給されている。

導入された修習給付金制度が制度目的に沿った形で運用されるよう、また、給付金額が修習に専念するために十分なものと言えるか、今後とも注視していく必要がある。また、貸与制の下で修習を終えた者への配慮について、引き続き検討する必要がある。加えて、法曹養成制度改革推進会議では必ずしも十分に触れられていなかった、司法修習制度自体の問題に関しても、司法修習のさらなる充実を図るべく以下のような取組みをすべきである。

まず、新しい司法修習の開始と同時に導入された選択型実務修習については、司法修習生自らが自発的に自分の進路や興味に適した課程を修習したり、法廷活動を前提とする分野別実務修習だけでは会得できない広い視野や意識を持つことができたりする等の利点もあるが、他方で、配属修習地によって提供されるプログラムに差がある、プログラムの抽選に外れてしまい必ずしも希望したプログラムが修習できるとは限らないという問題があり、また、中には選択型実務修習の期間を二回試験対策の期間に充てている司法修習生も見受けられると聞く。

このような現状を踏まえ、後述のような司法修習期間の見直しと併せ、選択型実務修習の在り方についても、その存廃を含め、早急に検討を進めるべきである。

さらに、現行の司法修習は、約 3 週間の導入修習、約 8 週間ずつの分野別実務修習、約 6 週間ずつの選択型実務修習及び集合修習で構成され、約 1 年間のカリキュラムが組まれている。

しかし、司法試験合格者数の増加と、法科大学院ごとの学修状況の差等により、中には司法修習の効果を十分に得られていないと思われる者もみられる。

現行の司法修習制度が開始される以前は、当初は 2 年間、直前でも 1 年 6 か月間の修習期間が確保されていたところ、法曹になる前の最後のトレーニング期間としては、最低でも 1 年数か月間程度の期間は確保されるべきである。

オ 法曹志望者の確保

以上の法曹養成制度の充実と、両輪をなすのが法曹志望者の確保である。いかにして優れた法曹養成制度を準備し、またいかにして法曹の活動領域を拡大し、市民のニーズに応えようとしても、その担い手となる法曹を志望する者を、十全に確保できなければ、制度は立ち行かない。

一時期、当初の想定を下回る司法試験合格率や、法曹需要の伸び悩み、弁護士の就職難への懸念、景気の動向、前述したような新しい法曹の活躍に関する広報の不足等を理由としてか、法曹志望者数は減少していると言われていた。司法制度改革審議会の最終意見書でも触れられているとおり、三権の一翼を担う法曹は、我が国にとって重要な社会インフラであるが、それを目指す者が大きく減少し、有為な人材が、法曹から離れてしまえば、我が国の将来にとって極めて憂慮すべき状況となる。

この点について、文部科学省の調査によれば、法科大学院志願者数は、2018（平成30）年度は 8,058 人まで減少していたが、2024（令和 6）年度は 13,513 人まで増加しているとのデータも示されているとことである。しかしながら、この「志願者」とは、法科大学院に受験願書を提出した者を指すものであり、1人の学生が2つの法科大学院に出願した場合2人と計上されるものであり、必ずしも志願者数の実数を示しているものではないし、法科大学院を経ないで法曹を志望する者の数を示しているものではないため、引き続き注視していく必要がある。

これまで、弁護士、弁護士会は、必ずしも自らの役割や仕事の魅力について市民に対し十分に広報してきたとは言い難いと思われる。

もちろん、法曹、弁護士としての品位を損なわないように配慮すべきことは当然であるが、我々自身が、魅力あるその仕事の内容や、拡大する活動領域の幅、範囲について、事実をしっかりと後進に伝え、魅力をアピールし、未来を担う法曹志望者を確保することは、我々自身が自らの役割として認識すべきことである。

法科大学院を目指そうとする年齢層向けのイベントや説明会を実施したり、それぞれの弁護士の伝手を通じ、高校や大学に働きかける等の対応を適宜進めることも重要ではあるが、そのような開催に準備を要する活動以外でも、日々の弁護士としての活動の中で個々の弁護士ができる対応も少なくない。弁護士会の各委員会において、法教育や出前授業の対応をする際、その担当者が地道に法曹の仕事の魅力を語り、参加者に法曹の仕事への興味を持ってもらうよう努めたり、個々の弁護士が自らの出身校に働きかけて後輩と懇談する機会をもうける等、多少でも法曹志望者向けに魅力を語るような意識を持ったりすることで、少しずつ魅力が伝わる工夫をすることも重要であろう。日弁連では、法曹志望者増加のための弁護士会の取組みに補助金を出すスキームが導入されているが、弁護士会としても、会員が法曹志望者確保のための取組みをしようとする場合に、積極的にこれを支援する方策を講じていくべきである。

(4) まとめ

2013（平成 25）年 6 月の「法曹養成制度検討会議取りまとめ」を経て、同年 9 月に設置された法曹養成制度改革推進会議においては、法曹養成制度検討会議で指摘された具体的施策を推進するとともに残された多くの課題の検討を行うべきものとされ、前述のとおり、2015（平成 27）年 6 月 30 日、「法曹養成制度改革の更なる推進について」が取りまとめられた。日弁連、最高裁、法務省、文部科学省、法科大学院協会等の関係機関は、一丸となって、我が国の重要な社会インフラである法曹を養成する制度の改善に引き続き尽力していくべきである。

当会としても、司法制度改革の理念の下であるべき法曹養成制度の姿を改めて確認、その一層の発展と拡充を目指して諸課題に取り組み、今後とも必要かつ有効な施策を提言していくべきである。

以 上